

緊急時鶏卵安定供給対策事業に係る公募要領

第1 総則

緊急時鶏卵安定供給対策事業（以下「本事業」という。）に係る公募については、この要領に定めるところによる。

第2 事業概要

本事業においては、鳥インフルエンザ発生等の緊急時における鶏卵の安定供給の確保に向けて、長期間保存可能な粉卵の製造施設の整備等を推進し、鶏卵生産・流通体制の強靭化を図るため、加工用鶏卵の長期安定取引の推進と粉卵製造施設の整備の一体的な事業を支援するものとする。

1 コンソーシアム推進事業

鶏卵の供給不足という緊急事態に対して、サプライチェーンの強靭化を図るため鶏卵の長期的な安定取引などを含む計画（以下「コンソーシアム計画」という。）を策定及び実行するための協議会の開催、調査及び研修の取組を支援

2 粉卵製造施設整備事業

コンソーシアム計画に位置付けられた、サプライチェーンの強靭化に必要な粉卵製造施設等の整備を支援

第3 応募主体の要件等

本事業における応募主体の要件、採択要件、成果目標等は別記に定めるとおりとする。

第4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

第5 事業の実施手続等

- 1 応募主体は、事業実施計画書を作成するものとする。
- 2 応募主体は、「強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3農産第2896号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準じて費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- 3 本事業の実施に当たっては、「緊急時鶏卵安定供給対策事業費補助金に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和5年11月29日付け5畜産第1737号農林水産省畜産局長通知）を適用するものとする。

第6 補助対象経費の範囲

- 1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費のうち、別記に定める経費とする。
- 2 次の経費は、補助の対象とはならない。
 - (1) 本事業の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定

により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

第7 補助率

補助率は、第2の1の事業については定額、第2の2の事業については1／2以内とする。

第8 申請書類の提出

応募主体は、1の表に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）を提出するものとする。

1 申請書類

申 請 書 類	提出部数
応募申請書（様式1）	1部
申請書類チェックシート	1部
事業実施計画書（様式2）	1部
事業実施計画書添付資料（様式2に記載の添付資料）	1部

2 提出期間

令和6年8月16日（金曜日）～9月13日（金曜日）午後5時（必着）

3 問合せ先・提出先

問合せ先・提出先は、別紙のとおりとする。

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間受け付けるものとする。

4 申請書類の提出に当たっての留意事項

- (1) 申請書類の提出は、原則として郵送、電子メール又は宅配便（バイク便を含む。）によるものとし、やむを得ない場合には、持参も可能とするが、FAXによる提出は受け付けない。
- (2) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、配達記録等、配達されたことが証明できる方法によることとし、申請書類を1つの封筒に入れ、「緊急時鶴卵安定供給対策事業申請書類」と表に朱書きをして提出すること。また、余裕を持って投かんするなど、提出期間内に必着すること。
- (3) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、メールの件名を「緊急時鶴卵安定供給対策事業の申請書類（応募主体名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募主体名を「応募主体名・その○（○は連番）」と記載すること。また、電子メール送信後に問合せ先に連絡し、着信している事を必ず確認すること。
- (4) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、

- 不備等のないように作成すること。
- (5) 申請書類の差替えは、原則として不可とする。
- (6) 事業実施計画書等は、パソコンのワープロソフトを用いて作成すること。

第9 申請書類等の審査

1 審査の方法

選定に当たっては、農林水産省地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の事業担当課において応募の要件（応募主体の要件、採択要件、補助対象経費等をいい、以下「応募要件」という。）に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認した後、畜産局長は、当該事業実施計画書等を外部の有識者等により構成される選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。

審査委員会においては、別に定める審査基準等に基づき、応募主体から提出された申請書類の審査を行い、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

なお、審査の経過は応募主体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

また、審査委員には、審査において知ることのできた秘密について、審査委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守を義務付けるものとする。

2 審査の手続

審査は、以下の手続により実施するものとする。

- (1) 提出された申請書類は、地方農政局等の事業担当課において応募要件に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認するものとする。

応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外するものとする。

- (2) 審査委員会による審査は、3に定める審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募主体に対するヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとする。

- (3) (2)の結果を踏まえ、補助金交付候補者を選定するものとする。

3 審査の観点

事業実施計画書等の妥当性、申請経費の妥当性、応募主体の適格性及び事業の効果の観点から審査を行うものとする。

なお、過去3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがある応募主体については、この旨を審査に反映する。

4 審査結果の通知等

審査委員会による審査の結果（採択又は不採択）については、審査終了後速やかに、畜産局長から、地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に対して通知するものとし、通知を受けた地方農政局長等は、応募主体に対して通知するものとする。

なお、補助金の交付は、緊急時鶏卵安定供給対策事業費補助金交付等要綱（令和5年11月

29日付け 5 畜産第1737号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に基づき、必要な手続を行うものとする。

第10 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、地方農政局長等の指示に従い速やかに、要綱及び緊急時鶏卵安定供給対策事業実施要領（令和5年11月29日付け 5 畜産第1737号農林水産省畜産局長通知）（以下「要領」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。地方農政局等の事業担当課において申請書を審査した後、問題がなければ、地方農政局長等は、交付決定通知の発出を行うものとする。

なお、申請書の内容については、第9の申請書類等の審査の結果を踏まえて修正を依頼する場合がある。

第11 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

第12 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとする。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱及び要領を遵守し、本事業の実施上のマネジメント、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般に関する責任を持たなければならないものとする。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業実施主体の下で一括して行うものとする。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

- (1) 本補助金は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）が適用されるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めるものとする。また、過剰と見られるような推進活動及び施設、機械の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- (3) 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金に係る経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等）を当該事業実施主体の会計部局等において実施するものとする。

なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、定期的に公認会計士又は税理士に経理状況の確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとする。

3 フォローアップ

事業実施期間中、地方農政局等の事業担当課によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、本事業の実施上必要な指導・助言等を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うものとする。

事業実施主体は、要綱に基づき、年度途中における本事業の遂行状況について報告するものとする。

4 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産の所有権は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者に帰属するものとする。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があるものとする。

- (1) 本事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとする。
- (2) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければならないものとする。

なお、農林水産大臣が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納入させることがあるものとする。

(別記)

緊急時鶏卵安定供給対策事業

第1 事業の実施基準等

1 コンソーシアム推進事業

次の取組は、当該事業の交付の対象外とする。

- (1) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる事業
- (2) 農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るもの）を除く。若しくは販売価格支持又は所得補償
- (3) 販売促進のためのPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 粉卵製造施設整備事業

- (1) 施設の能力及び規模は、取引先の飼養羽数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、コンソーシアムにおいて合意の上、適切な能力・規模の決定を行うものとする。ただし、当該施設の受益農家は原則として5戸以上とする。

あわせて、施設の利用率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (2) 附帯施設のみの整備は、本事業の交付の対象外とするものとする。
- (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、本事業の交付の対象外とする。
- (4) 交付対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。
- (5) 交付の対象とする整備は、原則として、新築、新設又は製造能力増強のために必要な設備の増設若しくは改良によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適當と認められる場合については、古品・古材又は間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

3 共通

- (1) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。
- (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の交付の対象外とする。

また、既存の施設・機械・器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の交付の対象外とする。

- (3) 事業費の積算等については、「補助事業の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

第2 応募主体の要件

要綱別表の事業実施主体欄の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 畜産農家、鶏卵加工業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 3 コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 5 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 6 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有し、整備後の粉卵製造施設（以下「整備後粉卵製造施設」という。）の所有者であること。

第3 採択要件

1 コンソーシアム推進事業

本事業の採択要件は、事業実施主体が、以下の条件を満たすコンソーシアム計画を既に策定している、又は本事業実施期間中に策定予定である必要があることとする。

- (1) コンソーシアム計画には、以下の全てについて明記されていること。
 - ア 原料となる鶏卵及び製品の長期的な安定取引計画
 - イ 原料卵処理、粉卵製造、販売計画
 - ウ 消費者ニーズを反映する生産・製造体制推進計画
- (2) コンソーシアム計画の計画期間には、事業開始年度から5年間以上とし、当該施設整備事業の完了年度の翌年度を起算年として5年間以上を加えた計画期間となるよう設定するものとする。

2 粉卵製造施設整備事業

本事業の採択要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の内容が第4の成果目標に沿っていること。
- (2) 整備対象である施設及び設備が第4の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等からみて適正であること。

第4 成果目標及び目標年度

1 成果目標

事業実施主体は、別表により達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を選択し、事業実施計画（様式2）に記載するものとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業完了年度から5年以内とする。

第5 補助対象経費

1 コンソーシアム推進事業

コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等に要する経費であって、次に掲げる事項のいずれかを満たし、コンソーシアム推進事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

- (1) 鶏卵生産者の生産技術・衛生対策等の向上を図るための研修会を開催する場合は、外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費等、コンソーシアムにおいて生産技術を強化するために必要となる経費であること。
- (2) 粉卵の製造技術を強化するための研修会及び調査を実施する場合は、従事者の技術向上を図る研修の受講経費、研修会開催のための外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費、国内外の新たな市場における需要に対応した製造技術に係る調査経費等、コンソーシアムにおいて製造技術を強化するために必要となる経費であること。
- (3) 消費者ニーズの把握等の粉卵等の販売企画力を強化するための調査を実施する場合は、アンケート調査、実需者等との意見交換会の開催、国内外の新たな市場における需要状況の調査に要する経費等、コンソーシアムにおいて粉卵の流通を強化するために必要となる経費であること。
- (4) 粉卵製造施設の用地確保のための調整会議、測量等環境調査、住民説明会等に必要となる経費であること。
- (5) 本事業の実施計画を推進するための取組を行う場合は、コンソーシアムを推進するためには直接必要とする経費であること。

2 粉卵製造施設整備事業

コンソーシアム計画に基づき実施する粉卵製造施設の整備に要する経費。

(1) 機械器具設備

原料保管、発酵、濃縮、乾燥、殺菌、充填、包装、製品検査、製品保管、出荷、給水、排水・汚水処理、災害時対応設備その他粉卵製造に必要な設備の整備。

(2) 上屋等

粉卵製造施設の建築物、環境保全施設、交差汚染防止対策施設その他粉卵の製造に必要な建築物の整備。

(3) その他

機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費。

別表（成果目標及び配分基準）

類別1～5は必須とし、それぞれ1ポイント以上の目標を立てることとする。また、6から最大3つ選択できるものとし、最大で合計8つの成果目標を立てることができるものとする。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	
1	・（国産粉卵の製造実績がある場合）国産粉卵の製造数量（殻付換算重量）を20%以上増加すること	
	60%以上	5 ポイント
	50%以上60%未満	4 ポイント
	40%以上50%未満	3 ポイント
	30%以上40%未満	2 ポイント
	20%以上30%未満	1 ポイント
	・（国産粉卵の製造実績がない場合）年間500トン（殻付換算重量）以上の粉卵を製造すること	
	15,000トン以上	5 ポイント
	10,000トン以上15,000トン未満	4 ポイント
	5,000トン以上10,000トン未満	3 ポイント
	1,000トン以上5,000トン未満	2 ポイント
	500トン以上1,000トン未満	1 ポイント
2	・費用対効果が1以上であること	
	1.8以上	5 ポイント
	1.6以上1.8未満	4 ポイント
	1.4以上1.6未満	3 ポイント
	1.2以上1.4未満	2 ポイント
	1.0以上1.2未満	1 ポイント
3	・整備を行う施設について受益農家数が5戸以上であること	
	25戸以上	5 ポイント
	20戸以上25戸未満	4 ポイント
	15戸以上20戸未満	3 ポイント
	10戸以上15戸未満	2 ポイント
	5戸以上10戸未満	1 ポイント
4	・コンソーシアムの構成員数が3者以上であること	
	7者以上	5 ポイント
	6者	4 ポイント
	5者	3 ポイント
	4者	2 ポイント
	3者	1 ポイント

5	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備を行う加工事業者の鶏卵の仕入数量のうち、数量・価格を1年以上の期間で契約して取引を行う割合を50%以上にすること <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">90%以上</td><td style="width: 30%; text-align: right;">5 ポイント</td></tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td><td style="text-align: right;">4 ポイント</td></tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td><td style="text-align: right;">3 ポイント</td></tr> <tr> <td>60%以上70%未満</td><td style="text-align: right;">2 ポイント</td></tr> <tr> <td>50%以上60%未満</td><td style="text-align: right;">1 ポイント</td></tr> </table>	90%以上	5 ポイント	80%以上90%未満	4 ポイント	70%以上80%未満	3 ポイント	60%以上70%未満	2 ポイント	50%以上60%未満	1 ポイント										
90%以上	5 ポイント																				
80%以上90%未満	4 ポイント																				
70%以上80%未満	3 ポイント																				
60%以上70%未満	2 ポイント																				
50%以上60%未満	1 ポイント																				
6	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～③に該当するものすべてを選択して加算できるものとする <p>① コンソーシアムの構成員のうち粉卵を利用する実需者数が、</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">5者以上</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4者</td> <td style="text-align: right;">4 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3者</td> <td style="text-align: right;">3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2者</td> <td style="text-align: right;">2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1者</td> <td style="text-align: right;">1 ポイント</td> </tr> </table> <p>② 輸入粉卵を国産粉卵に置き換えることによる輸入粉卵の販売数量（殻付換算重量）の減少割合が、</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">20%以上</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>15%以上20%未満</td> <td style="text-align: right;">4 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10%以上15%未満</td> <td style="text-align: right;">3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5 %以上10%未満</td> <td style="text-align: right;">2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1 %以上 5 %未満</td> <td style="text-align: right;">1 ポイント</td> </tr> </table> <p>③ 国産粉卵を用いた輸出用新製品の開発 ···· 10 ポイント</p>	5者以上	5 ポイント	4者	4 ポイント	3者	3 ポイント	2者	2 ポイント	1者	1 ポイント	20%以上	5 ポイント	15%以上20%未満	4 ポイント	10%以上15%未満	3 ポイント	5 %以上10%未満	2 ポイント	1 %以上 5 %未満	1 ポイント
5者以上	5 ポイント																				
4者	4 ポイント																				
3者	3 ポイント																				
2者	2 ポイント																				
1者	1 ポイント																				
20%以上	5 ポイント																				
15%以上20%未満	4 ポイント																				
10%以上15%未満	3 ポイント																				
5 %以上10%未満	2 ポイント																				
1 %以上 5 %未満	1 ポイント																				

(別紙)

問合せ・申請書類提出先一覧

都道府県	問合せ先	提出先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部 生産支援課 TEL 011-350-7656	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 メールアドレス:rakuchiku_hn@maff.go.jp
青森県・岩手県・ 宮城県・秋田県・ 山形県・福島県	東北農政局生産部畜産課 TEL 022-221-6198	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局生産部畜産課 メールアドレス:tohoku_chikusan_info@maff.go.jp
茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨 県・長野県・静岡 県	関東農政局生産部畜産課 TEL 048-740-5318	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 関東農政局生産部畜産課 メールアドレス:tikusan_kanto@maff.go.jp
新潟県・富山県・ 石川県・福井県	北陸農政局生産部畜産課 TEL 076-232-4317	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 北陸農政局生産部畜産課 メールアドレス:tikusan_hokuriku@maff.go.jp
岐阜県・愛知県・ 三重県	東海農政局生産部畜産課 TEL 052-223-4625	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局生産部畜産課 メールアドレス:tokai_chikusan_info@maff.go.jp
滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・ 奈良県・和歌山県	近畿農政局生産部畜産課 TEL 075-414-9022	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町 近畿農政局生産部畜産課 メールアドレス:kinki_chikusan_niku@maff.go.jp
鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	中国四国農政局生産部畜産課 TEL 086-224-9412	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 中国四国農政局生産部畜産課 メールアドレス:tikusan_ka.chushi@maff.go.jp
福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県	九州農政局生産部畜産課 TEL 096-300-6281	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 九州農政局生産部畜産課 メールアドレス:kyusyu_chikusan@maff.go.jp
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部 生産振興課畜産振興室 TEL 098-866-1653	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課畜産振 興室 メールアドレス:okinawa_chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp